

(平成28年5月17日提出)

平成28年5月議会臨時会議案

新 潟 市

平成28年5月議会臨時会議案

目 次

議案第54号	平成28年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第55号	財産の処分について	4
議案第56号	市長専決処分について	5

議案第 5 4 号

平成 2 8 年度新潟市一般会計補正予算（第 1 号）

平成 2 8 年度新潟市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 7 5, 0 6 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 5 9, 5 7 5, 0 6 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 8 年 5 月 1 7 日提出

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 財産収入		1,364,938	202,018	1,566,956
	2 財産売払収入	1,154,551	202,018	1,356,569
22 繰越金		1	73,043	73,044
	1 繰越金	1	73,043	73,044
歳入合計		359,300,000	275,061	359,575,061

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		18,563,007	275,061	18,838,068
	2 工業費	1,244,023	275,061	1,519,084
歳 出 合 計		359,300,000	275,061	359,575,061

議案第 5 5 号

財産の処分について

次の財産を売り払うものとする。

平成 2 8 年 5 月 1 7 日 提出

新潟市長 篠田 昭

財産名	所在地	数量
土 地	新潟市南区北田中字宮下 4 9 7 番 1 6 ほか 1 筆	1 0, 0 0 0. 9 3 平方メートル

議案第 56 号

市長専決処分について

下記事件について地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を得たい。

平成 28 年 5 月 17 日提出

新潟市長 篠田 昭

記

（平成 27 年度分）

専決第 6 号 平成 27 年度新潟市一般会計補正予算（第 8 号）専決処分書

専決第 7 号 平成 27 年度新潟市一般会計補正予算（第 9 号）専決処分書

（平成 28 年度分）

専決第 1 号 新潟市市税条例等の一部を改正する条例について専決処分書

専決第6号

平成27年度新潟市一般会計補正予算（第8号）専決処分書

平成27年度新潟市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ367,774,437千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成28年3月24日

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		120,056,043	364,031	120,420,074
	2 固定資産税	47,898,456	244,031	48,142,487
	7 事業所税	4,449,214	50,000	4,499,214
	8 都市計画税	7,743,381	70,000	7,813,381
2 地方譲与税		3,439,081	15,546	3,454,627
	1 地方揮発油譲与税	1,504,329	15,546	1,519,875
5 株式等譲渡所得割交付金		360,000	120,288	480,288
	1 株式等譲渡所得割交付金	360,000	120,288	480,288
6 地方消費税交付金		15,207,477	16,702	15,224,179
	1 地方消費税交付金	15,207,477	16,702	15,224,179
8 自動車取得税交付金		518,525	22,882	541,407
	1 自動車取得税交付金	518,525	22,882	541,407
12 地方交付税		41,255,143	154,551	41,409,694
	1 地方交付税	41,255,143	154,551	41,409,694
17 国庫支出金		51,522,535	106,000	51,628,535

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 国庫補助金	15,950,557	106,000	16,056,557
歳入	合計	366,974,437	800,000	367,774,437

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		56,476,095	800,000	57,276,095
	2 道路橋りょう費	25,712,326	800,000	26,512,326
歳 出 合 計		366,974,437	800,000	367,774,437

専決第7号

平成27年度新潟市一般会計補正予算（第9号）専決処分書

平成27年度新潟市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,277,850千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ362,496,587千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

上記地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成28年3月31日

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 利子割交付金		325,447	59,770	265,677
	1 利子割交付金	325,447	59,770	265,677
23 諸収入		30,000,637	5,218,080	24,782,557
	2 貸付金元利収入	26,761,480	5,218,080	21,543,400
歳入合計		367,774,437	5,277,850	362,496,587

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 労働費		1,140,535	163,600	976,935
	1 労働諸費	1,140,535	163,600	976,935
7 商工費		20,487,408	5,114,250	15,373,158
	1 商業費	18,734,338	4,736,650	13,997,688
	2 工業費	1,753,070	377,600	1,375,470
歳 出 合 計		367,774,437	5,277,850	362,496,587

第2表 繰越明許費補正

1 変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	社会保障・税番号制度関係事業	134,071	190,101
10 教育費	2 小学校費	大規模改造事業	595,845	628,219

専決第 1 号

新潟市市税条例等の一部を改正する条例について専決処分書

新潟市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

上記地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 28 年 3 月 31 日

新潟市長 篠田 昭

新潟市市税条例等の一部を改正する条例

（新潟市市税条例の一部改正）

第 1 条 新潟市市税条例（昭和 37 年新潟市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 147 条第 2 項中「第 23 項」を「第 22 項」に、「第 26 項又は第 30 項から第 33 項まで」を「第 24 項、第 28 項から第 31 項まで、第 33 項又は第 34 項」に改める。

附則第 8 条の 2 第 4 項中「第 15 条第 2 項第 6 号」を「第 15 条第 2 項第 7 号」に改める。

附則第 8 条の 3 第 8 項第 5 号中「費用」の次に「及び令附則第 12 条第 36 項に規定する補助金等」を加える。

附則第 18 条及び附則第 19 条中「第 20 項」を「第 19 項」に改める。

附則第 19 条の 4 中「若しくは第 42 項」を「、第 42 項若しくは第 45 項」に、「第 30 項から第 33 項まで」を「第 34 項」に改める。

（新潟市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 新潟市市税条例の一部を改正する条例（平成 27 年新潟市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 3 項の表第 94 条第 1 項の項中「第 1 条の規定」を削り、同条第 10 項の表第 7 項の表以外の部分の項中「第 4 項」を「第 4 項の」に、「第 9 項」を「第 9 項

の」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第12項」を「第11項の」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第13項」を「第13項の」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の新潟市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第8条の3第8項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同項に規定する熱損失防止改修工事が完了する地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の9第9項に規定する住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋の専有部分に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の新潟市市税条例附則第8条の3第8項に規定する熱損失防止改修工事が完了した改正法第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条の9第9項に規定する住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋の専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。